

責任ある素材生産事業体認証制度規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本制度は、責任ある素材生産事業体認証制度 (Certification for Responsible Logger) と称する。

(目的)

第2条 本制度は、特定非営利活動法人ひむか維森の会 (以下、本会という) が定める「責任ある素材生産業のための行動規範」(以下、「行動規範」という) に則り責任ある素材生産を行う事業体を認証し、その活動を評価することをもって、木材生産と森林環境の保全を両立しうる健全な素材生産業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 本制度において、素材生産事業とは主伐または搬出を伴う間伐をいい、素材生産事業体とは直営で素材生産事業を行うものをいう。

第2章 認証委員会

(設置及び役割)

第4条 本制度を所管する組織として、責任ある素材生産事業体認証委員会 (以下、委員会という) を置く。委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 「伐採搬出ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という) の改訂
- (2) 「ガイドライン」を基準とした素材生産事業体の事業活動の評価、認証の授与及び認証の取消
- (3) 認証評価のための審査を行う審査員の登

録と選任

- (4) その他、本制度の運用に必要な決定
(委員)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、議決権を有するのはこのうち第1号の委員に限る。

- (1) 森林・林業関係有識者など6名。ただし、素材生産事業を営む者を除く。
- (2) 素材生産事業を営む者1名。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長1名を置き、第5条第1号の委員の中から委員の互選によって選ぶ。

(議決)

第8条 委員会の議事は、議決権を有する委員の2/3を超える賛成をもって決する。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が委員会を招集し、議長となる。

第3章 伐採搬出ガイドライン

(ガイドラインの改訂)

第10条 委員会は、本会が2008年6月2日に定めた「ガイドライン」を改訂する権利を有し、この最新版を「行動規範」に則り素材生産事業を行う際の指針として公表するものとする。

2 委員会は、「ガイドライン」を改訂する際には、事前に本会理事会（以下、理事会という）の意見を聞かなければならない。

第4章 審査員

（審査員名簿）

第11条 委員会は、認証評価のための審査に当たる審査員を選任するため、審査員名簿を備える。

（登録）

第12条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する者を、本人同意の上、審査員名簿に登録することができる。

- (1) 本制度の認証を取得した素材生産事業体（以下、認証事業体という）のうち高い評価を得た事業体に属し、現場または事業管理の経験が10年以上の者
- (2) 素材生産事業体に属しない者で、(1)と同等の素材生産事業の技術または運営に関わる見識を有する者

第5章 認証評価

（対象）

第13条 本制度が行う認証評価の対象は、宮崎県内に事業所があるか、または宮崎県内で継続的に素材生産事業を行っている素材生産事業体とする。

（申請）

第14条 認証評価の受審を希望する事業体（以下、受審事業体という）は、申請書類一式を委員会に提出する。提出を要する申請書類は別に定める。

2 委員会は、受審事業体から提出された申請書類一式を確認し、申請の受理・不受理を

決定する。結果はすみやかに受審事業体に通知しなければならない。

3 この他、申請に関し必要な事項は別に定める。

（審査）

第15条 委員会は、受審事業体の認証評価を行うに当たり、審査員名簿から審査員2人以上を選任し、審査を委嘱する。ただし、審査員名簿に委員会委員が掲載されている場合、当該委員を審査員に選ぶことはできないものとする。

2 審査員は、「ガイドライン」に照らし、公平中立であることを旨として、受審事業体の審査を行う。

3 審査員は、審査結果を審査結果報告書にまとめ、委員会に提出しなければならない。

4 この他、審査に関し必要な事項は別に定める。

（異議申し立て）

第16条 委員会は、審査結果報告書を受け取った時には、直ちにこれを受審事業体に送り、閲覧せしめなければならない。

2 受審事業体は、審査結果報告書の受領から7日以内に、審査結果に対する異議申し立てを文書で委員会に提出することができる。

（認証評価）

第17条 委員会は、審査員より提出された審査結果報告書、及び受審事業体からの異議申し立てがあった場合には異議申立書に基づいて、受審事業体の認証評価を行う。

2 委員会は、受審事業体がガイドラインに照らして十分に望ましい活動を行っていることを認める場合、受審事業体に認証を授与する。

3 委員会は、認証を授与する事業体について

て、その総合的なパフォーマンスをガイドラインに照らして評価し、点数によって表示する。

4 認証評価は、認証申請受理から 6 カ月以内に行い、その結果を速やかに受審事業体に通知しなければならない。

(有効期間)

第 18 条 第 17 条第 2 項に基づいて授与する認証の有効期間は、認証を連続して授与される場合においては 3 年、そうでない場合においては 2 年とする。ただし、認証を連続して授与される場合でも、第 17 条第 3 項の点数が 2 回連続して 100 点満点中 60 点未満であった場合においては、認証の有効期間は 2 年とする。

第 6 章 認証事業体

(表示義務)

第 19 条 認証事業体は、認証の有効期間中、素材生産事業を行う全ての現場において、認証事業体であることを表示しなければならない。

(認証取消)

第 20 条 認証事業体の認証の有効期間中の素材生産事業において、認証を授与する基準に逸脱する行為があったと認められる場合、委員会は、当該事業体への認証授与を取り消すことができる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 21 条 本制度を運用するため、委員会のもとに責任ある素材生産事業体認証委員会事務局（以下、事務局という）を置く。

(役割)

第 22 条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 認証委員会の事務
- (2) 審査における審査員及び受審事業体に関わる事務
- (3) 制度の広報・渉外に関わる事務
- (4) 制度の会計に関わる事務

(事務局長及び事務局員)

第 23 条 事務局に事務局長 1 名、事務局員 1 名を置く。

2 事務局長及び事務局員は、理事会が候補者を推薦し、委員会の承認を経て選任する。

第 8 章 会計

(運用資金)

第 24 条 本制度の会計は独立採算を原則とし、制度の運用に必要な資金は、受審事業体の納める受審料、その他制度の運用に伴う収入及び本制度の趣旨に賛同する企業団体（ただし素材生産事業体を除く）からの協賛金によって賄う。

(予算及び決算)

第 25 条 本制度の会計の予算及び決算は委員会及び本会総会に提出し、承認を得るものとする。

(その他)

第 26 条 本制度の会計について本規程で規定する以外の事項については、本会定款による。

第 9 章 その他

(改正)

第 27 条 本規程の改正は、委員会の提案に基づき、理事会が行う。

附則

(施行期日)

第 1 条 本規程は、理事会で承認があった日
(平成 23 年 12 月 3 日) から施行する。

(経過措置)

第 2 条 本規程の施行期日から 2 年間の間の
審査員名簿への登録は、第 12 条第 1 号の規
定にかかわらず、認証の取得の有無にかかわ
らず、素材生産事業体に属し、委員会が適当
と認める者を対象とすることができる。

附則 (平成 29 年 4 月 15 日改正)

(施行期日)

第 1 条 本規程は、平成 29 年 4 月 15 日から
施行し、平成 28 年 3 月 18 日から適用する。